

2017.11 No.52

中国税政連

選挙結果	2	後援会連絡会議	14
税政連の活動にご理解を	3	日本税理士政治連盟第51回定期大会	15
中国税理士政治連盟第49回定期大会	4	編集後記	28
平成29年度運動方針・組織活動方針	12		

中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

平成29年10月22日投開票の
第48回衆議院議員総選挙で当選した後援議員

広島県	広島一区	岸田	文雄	自由民主党
	広島二区	平口	洋	自由民主党
	広島五区	寺田	稔	自由民主党
	広島六区	佐藤	公治	希望の党
	広島七区	小林	史明	自由民主党
山口県	山口一区	高村	正大	自由民主党
	山口二区	岸	信夫	自由民主党
	山口三区	河村	建夫	自由民主党
	山口四区	安倍	晋三	自由民主党
岡山県	岡山一区	逢沢	一郎	自由民主党
	岡山四区	橋本	岳	自由民主党
	岡山五区	加藤	勝信	自由民主党
鳥取県	鳥取一区	石破	茂	自由民主党
	鳥取二区	赤澤	亮正	自由民主党
島根県	島根一区	細田	博之	自由民主党
	島根二区	竹下	亘	自由民主党
比例区（中国ブロック）		斉藤	鉄夫	公明党

今後ますますのご活躍を祈念し、心よりお慶びを申し上げます。

中国税理士政治連盟

税政連の活動にご理解を

(定期大会開会あいさつから抜粋)

中国税理士政治連盟 会長

杉山文成



中国税理士政治連盟第四十九回定期大会の開会にあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

本日は、日本税理士政治連盟石黒副会長をはじめご来賓の皆様方におかれましては何かとご多用のところ、またご遠方より、本定期大会からのご出席を賜り誠にありがとうございます。また、代議員、会員の皆様方におかれましても、多数ご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、私が幹事長を務めていた時代を含めまして今ちょうど六年が経過いたしました。そういう経験をしたからこそ、ひとつ思うところがございます。税政連は、その目的の中に、税理士の社会的経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための租税制度の確立を目指すとあります。当然、税理士会、税理士協同組合と歩調を合わせながら日々活動を行っているわけでございますけれども、何故か税政連は、特に一般会員の方々に

は非常に見えにくいと言いますか、活動の中心がよくわからないというような感触をお持ちの方が多いと、この六年間実感しています。税政連は先程申し上げました目的を達成するために、大きく分けて三つのことを日々活動しているわけでございます。

一つ目は公益的業務です。包括外部監査人をはじめとする公益的業務に税理士が登用されるよう国會議員や行政にはたらきかけています。

二つ目は、平常時の大きな活動でございますが、毎年の税制改正に際して、国會議員に対し理解を求めるとともに説明と陳情を重ねています。

そして三つ目は、これはまさしく我々税理士の社会的地位の向上につながるものですが、税理士法の改正でございます。税理士法は概ね十年を目処に改正がなされているものですが、その中身については税理士会においてご議論いただきまして、それを受けて私ども

がその実現に向けて国會議員に対してはたらきかけを行うというものでございます。三年前、税理士法の改正が十三年振りになされました。その結果につきまして異論反論様々な意見があるのは承知しておりますが、今更私が論評する気はございません。しかし、この達成のため改正の二、三年前から、夏の暑い中、東京の主要議員の事務所にも何度か陳情に赴いたことは、今では良い思い出となっております。中国地方には有力な国會議員の先生がたくさんいらっしゃると、ため非常に注目を浴びており、当時の池田日税連会長や小川日税政会長をはじめ関係役員の方々とともに足を運んだ記憶が今でも鮮明に残っています。

そこで、改正税理士法においてひとつだけ今年から施行される事項を覚えていらっしやいますでしょうか。ほとんどの改正項目は平成二十六年あるいは二十七年から施行されてきておりますが、た

だひとつのみ、これがまさしく法改正の本丸と言われています。「公認会計士への税理士資格の付与」という項目でございます。この項目が今年四月から施行され、公認会計士試験に合格した者から一定の試験を受けた者のみが税理士資格を付与されるというものであり、正にこれから制度が始まるうとしていくわけでございます。

今このようなお話を申し上げます。したのは、とかく、税政連の立ち位置が見えにくいと言われることがないように、改正時のように熱い情熱と皆様方の力をもって、税政連活動を進めていかなければならないとあらためて感じているところでございます。

終わりに当たりまして、皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。開会のご挨拶と代えさせていただきます。

第49回

中国税理士政治連盟定期大会議事録

一、日時

平成二十九年九月十六日
(土) 十五時二十分～十六時
五十五分

神崎・山田・小汀・安原代議
員

二、場所

岡山市・岡山プラザホテル
四階「鶴鳴(中西)」

三、出席者

杉山会長、伊藤・桑原・松本・
尾添副会長、海老澤・定金・
松田・重近・葉狩・森脇・田
中・灘総務、川本幹事長、上
原・柳井・関場・中村・細木副
幹事長、姫井・岡本・荒神幹
事、由田・毛利山・妹尾・鶴田
会計監事

神田・山中・井上・岡田・加賀

田・篠原・大西・西山・椎野・

田村・星野・青木・古永・福

島・山田・得能・岡村・齋藤・

瀬尾・若松・占部・山根・松

本・富山・三宅・江原・山野・

早川・横山・横山(雅)・横田・

江原(和)・武本・福武・西谷・

【議案】

第一号議案 平成二十八年度運
動経過並びに組織活動報告承
認の件

第二号議案 平成二十八年度収
支決算承認の件

第三号議案 平成二十九年年度運
動方針(案) 承認の件

第四号議案 平成二十九年年度組
織活動方針(案) 承認の件

第五号議案 平成二十九年年度収
支予算(案) 承認の件

第六号議案 役員任期満了に
伴う改選の件

第七号議案 大会決議(案) 承
認の件

【議事】

定刻、司会の関場副幹事長か
ら、開会に先立ち本日の出席状況
について、構成員八十四名中、本
人出席五十九名、委任状出席
二十五名で構成員総数の二分の一
以上の出席数を確保しており、本

連盟規約第二十条第二項の規定に
より本大会は有効に成立している
旨の報告があった。

次いで、司会者は、本日の来賓
である石黒洋二日本税理士政治連
盟副会長、南条吉雄日本税理士政
治連盟後援会対策委員長、灘博明
中国税理士会会長、高橋良昌中国
税理士協同組合理事長の四名を紹
介した。

開会挨拶に移り、杉山会長は税
政連活動の三本柱である税理士の
公益的業務参入へのはたらきか
け、毎年の税制改正要望、そして
概ね十年後ごとに見直しが行われ
ている税理士法改正への運動につ
いて、とりわけ平成二十六年三月
改正時に盛り込まれた十二の新制
度のうち、唯一残された公認会計
士への税理士資格付与の見直しに
関する事項が今年四月から施行さ
れた。その状況等について一人ひ
とりが関心を持ち、注視しなけれ
ばならないと述べ、今後も中国税
理士会ほか関係団体と連携を密に
進めるとともに、本連盟活動への

理解と協力を求めた。

続いて、司会者が議案審議のた
め、議長団選出について議場に
諮ったところ、「司会者一任」の声
があつたため、議長に尾添副会長、
副議長に伊藤副会長を指名した。

尾添副会長は議長席に着き、議
事録署名人に広島西支部・岡田代
議員と岡山東支部・三宅代議員を
指名し、議事に入った。

第一号議案 平成二十八年度運動
経過並びに組織活動報告承認の件
議長は第一号議案を上程。

川本幹事長が、議案書により活
動の概況報告を行った。税理士会
員が立候補した二つの地方選挙へ
の支援、平成二十九年年度税制改正
要望の実現のための運動、各委員
会の効果的な施策により広報活動
や役員向けの小冊子を作成したこ
と、そのほか中国会及び中税協ほ
か関連団体と連携し諸施策を実施
したことなどの報告があつた。

議長は、議場に対し質問を求め
たところ、質問はなく、採決に移
り、絶対的多数の挙手賛成と委任

状による二十五名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。
第二号議案 平成二十八年年度収支決算承認の件
 議長は第二号議案を上程。

姫井財務委員長が、収入の部については会費収入及びその他の収入が予算を若干下回った。支出の部の特別な事項として、米子市長の後援会の新設により後援会助成金を交付し、また地方選挙への対応のため選挙対策費を支出した。その他効率的な支出に努め、当期収入合計を下回ることができたという報告があった。

議長は、ここで監査報告を求め、会計監事を代表して妹尾会計監事から、「会計監査の結果、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の各事項について監査したところ、適正である。」旨の報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十五名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。
第三号議案 平成二十九年度運動方針（案）承認の件
第四号議案 平成二十九年度組織活動方針（案）承認の件

議長は関連のある第三号議案及び第四号議案を一括上程。
 川本幹事長が、運動方針については、消費税の単一税率維持をは

じめとする要望実現に向け情報収集の更なる強化に努めること、本年四月から施行された公認会計士に係る税理士資格付与の実態を注視すること、国政の緊張により可能性の高まる衆議院解散総選挙への対応など、重点事項七項目と各委員会の活動方針について説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十五名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。
第五号議案 平成二十九年度収支予算（案）承認の件
 議長は第五号議案を上程。

姫井財務委員長が、収入の部について、昨年の定期大会において会費を平成二十九年七月から九千円に改定することが承認された。会費収入は現行の加入率及び会費納付率をベースに算出したものである。また、この増収分は、地区

税込交付金の増額や今年度中施行の可能性が高い衆議院議員解散総選挙の選挙対策費として計上しているとの説明があった。
 議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十五名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第六号議案 役員任期満了に伴う改選の件

議長は第六号議案を上程。
 杉山会長が、八月十日開催の総務会において協議・決定した執行部案について会長一名、総務十五名、会計監事五名の氏名を読み上げた。採決により、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十五名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第七号議案 大会決議（案）承認の件
 議長は第七号議案を上程。
 川本幹事長が計七項目の朗読を行った。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十五名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。
 以上で、議案の審議を終了したため、議長は審議協力に対する謝辞を述べて、辞任して降壇した。続いて桑原副会長の案内により国会議員等七名の来賓が入場された。

ご紹介の後、本大会で退任する役員を代表して、六年間副会長を務めた桑原副会長から、この間の政権交代や数回の国政選挙、税理士法改正運動などを振り返り、その経験から政治連盟活動の必要性をあらためて訴えらるとともに、関係者に対するこれまでの協力に感謝の意を表された。
 そして、本大会で選任された新

役員を代表して杉山新会長から、今後も税理士法改正時の熱い情熱を持ち続け、税政連活動に取り組みたいと抱負を述べた。
 その後、来賓を代表して六名の方に祝辞をいただき、司会者から祝電の披露、最後に松本副会長が閉会挨拶を述べ、十六時五十五分をもって閉会した。

なお、本定期大会前に、中国税理士協同組合主催による時局講演会「地方創生／地方税財政の課題」（講師：一般財団法人地方債協会会長 香山充弘氏）が開催された。

来賓臨席者ご芳名 (順不同・敬称略)	
衆議院議員	逢沢 一郎
衆議院議員	橋本 岳
参議院議員	片山虎之助
厚生労働大臣	加藤 勝信
代理・秘書	大橋 和明
代理・秘書	平沼 赳夫
衆議院議員	清水 薫
岡山県知事	伊原木隆太
岡山市副市長	繁定 昭男
日本税理士政治連盟 副会長	石黒 洋二
日本税理士政治連盟 後援会対策委員長	南条 吉雄
中国税理士会 会長	灘 博明
中国税理士協同組合 理事長	高橋 良昌

中国税理士政治連盟第四十九回定期大会・来賓祝辞



衆議院議員

逢沢一郎

本日、中国税理士政治連盟第四十九回の定期大会のご盛会を心からお慶び申し上げます。ご紹介いただきました衆議院議員の逢沢一郎でございます。本日は地元岡山県の先生方のもとより、中国五県から税理士の先生方がこうして大勢岡山にお出かけをいただきました。大会のご盛会を心から重ねてお祝いを申し上げます。

平素から先生方におかれましては、税理士制度の安定性、透明性、健全性、そのことの確立のために大変なご努力を重ねておられます。納税者に対して正しく税法を、また、税の仕組みを理解していただくことについて大変大きな貢献をいただいております。日頃の

ご努力とご貢献にあらためて心から感謝と敬意を申し上げます。どうか、再任されました杉山会長を中心に、先程のご挨拶の中で触れられましたように、全国の税理士政治連盟の中でも中国税政連が大きく更に活躍・活躍いただきますことを心から期待を申し上げます。

さて、日本の経済社会を健全に発展に導いていく、人口減少あるいは高齢化の進展、社会保障のスタンダード化など様々な構造的変化といえます。環境が変わる中で、健全さと力強さというものを経済社会がいかにより持ち続けられるか。全く新しいものに対して挑戦をさせていく、そうした元気な社会を更に発展させていくにはどのような努力が必要なのか、それは我々の努力の中で見出していかねばならない大きなテーマであろうかと思えます。この前新聞を見ていましたら、金融庁が大きくその役割を変え、そのような記事に接したわけであり。一言でいえば、金融検査中心の金融庁から企業を育て、良い経営者を成長させていく、そのため金融機関は大きく頑張らなさいと促すような金融庁になるんだとそのような中身であったかと思えます。

もちろん、自己資本率をきちんと守っていく金融機関の健全さが損なわれれば大変なことになるわけですから、本来の業務は進めていかなければならないわけですが、今回の金融庁長官が持ち出した新しい方針といいますか、金融庁の役割、新たな役割はここなんだと表明したことに我々は着目をし、ある種の合意感・納得感を持っているわけでございます。

先生方におかれましては、日々税務を通じて会計・経理、中小企業や中堅企業あるいは地域を代表する企業の財務をしっかりと見ていただいていると思いますが、どうぞそのことと合わせて強い企業を作っていく、新しい需要がどうやって生まれくるかということにもお知恵をいただきたいと思えます。岡山では民間の起業者が中心となっており、そして地元金融機関もかなりの意欲をもって事業者を育てていく、ベンチャーを生み出していく、そのような新しい土壌を岡山で作っていく、そのための新たな取組みを進めておられる、その大きな流れを、是非、中国税理士会の先生方にもご賛成いただき、ご支援あるいはアドバイスをいただきたいと思います。

消費税の税率は一〇%に、やはり政治的に

も変えさせていただかなければならないわけでございます。複数税率に対する様々な不安、いろんなことを乗り越えていかななくてはならない大きなテーマございますけれども、財政の安定性や社会保障の持続可能性といったことを念頭に置きながら、この大事業をソフトウェアランディングさせていなければなりません。税理士会の先生方、また、事業者の方々それぞれの負担をお願いすることになるわけでございます。今後、実務面での準備や広い意味での教育指導が必要になつてくる時に、あらためて先生方から適切なアドバイスをいただき、政治責任を果たしていかなければならないと思っております。

少しお時間を頂戴して恐縮でありましたが、中国税理士政治連盟定期大会のご盛会を心から重ねてお祝い申し上げ、先生方のますますのご活躍とご健勝をあわせて祈念申し上げます。本日はおめでとございます。



衆議院議員

橋本 岳

皆さんこんにちは、橋本岳でございます。本日は第四十九回の中国税理士政治連盟定期大会のご盛会、誠にありがとうございます。また日頃から先生方には、いろいろな形でご指導ご鞭撻をいただいておりますこと、特に、こちらにいらつしゃいます妹尾先生には、税理士による後援会を運営していただき、ご支援いただいておりますことに対し、また、このように壇上に立たせていただいておりますことに、高いところからではございますけれども、心から感謝を申し上げます。

先月まで加藤勝信厚生労働大臣のもと、副大臣という職を務めさせていただいておりますが、内閣改造により今回自民党の方で厚生労働部会長という役を拝命し、引き続きこの分野でのお仕事をさせていただくことになりました。厚生労働からの面から見ておりますと、先程、逢沢先生も少しお触れになりました、社会保障の支出というものはどんどん

伸びていくものでございまして、これをどう支えるか、あるいはどうファイナンスをしていくのか、毎年、大變頭の痛い問題でございます。そういう意味で、国民の皆様の税というものによつてこれを支えていただいているのだということに心から感謝を申し上げます、そのためにはならないと思っておりますし、そのために、税理士の先生方の果たしている役目ということに対しても、私どもの分野からも感謝を申し上げます。そしてまた今、この分野において今年の最大のテーマであります、社会保障の面のみならず「働き方改革」と言っております、賃金問題でありますとか長時間労働の是正でありますとか様々な事項をこの臨時国会において法改正するという予定になつております。直接先生方に関係するかどうかということはわかりませんが、厳密にいうと社会保険労務士さんの分野が近いのではないかと思います。ただ、恐らくは、先生方が顧問として中小企業さんに向かれた時に、税務の問題のみならずついでに労務関係等様々な相談に乗られることがあるのではと思えますし、私どもの面から見てもまだまだ「働き方改革」についてうまく中小企業の皆様方にお伝えできていない、もつと頑張らなければいけないと感じており、是非、先生方にもその側面からご教示とサポートをいただけるとありがたいと思えますし、中小企業

が元気になる景気が伸びていくことが最も大切なことでございます。

いずれにいたしましても先生方が頑張っていただけで日本が安定していく、そして私たちがもしっかりとお手伝いをさせていただき力を尽くしていきたいと思っております。引き続きましてのご指導、ご鞭撻を心からお願ひ申し上げますとともに、本日の大会のご成功、皆様方のご発展をお祈り申し上げます。私からのお祝いのご挨拶とさせていただきます。本日は、ご盛会誠にありがとうございます。



参議院議員
片山虎之助

どうも皆様、こんにちは。ご紹介いただきました参議院議員の片山虎之助でございます。毎年中国五県で開催されている、中国税理士政治連盟定期大会のご盛会を心からお慶び申し上げます。また、役員の交代があったとの

ことでございまして、退任された先生方、大変ご苦勞様でございました。また、新任や引き続き続いて役員を務められる先生方のご活躍をご祈念申し上げます。

私は高齢者ですから朝は早いんですが、昨日早朝から北朝鮮がミサイルを打って大変な騒ぎになりました。しっかりと対抗しないといけません。仲々難しいですね、普通の圧力と対話ができるのならばいいですが、ミサイルを打たれたらどうすればいいのか、至近距離から日本の上を飛ぶわけですから。

この対応を含めて臨時国会が二十八日に召集されます。北朝鮮問題の他働き方改革など様々な法案が審議されます。その後は年末にかけて予算の内容を固めたり税制の仕組みを作ります。それは大変な仕事なんですが、これからお話しする税制改正も本番になります。

自民党税制調査会の宮澤会長は隣の福山市出身です。彼と話すときあまり大きい内容のものはないとのことでした。それでも大きな項目は、所得課税関係だっと思えます。国民の多くが共働きの中、そういう世帯を優遇する制度があってもいいと思います。でも一番大きいのはこれまで二回も機会を逃している消費税増税でしょうか。私は予算委員会でも何度も安倍総理や財務大臣等に言ってるんですよ。消費税を上げるよりは、その前にやる

ことがいくつかあるでしょうと。

す。前回三%を安易に上げた方がいいが、個人消費が落ち込んでしまえば回復しない。これはタイミングややり方もあったと思いますけれど、今でも尾を引いてるんです。景気は確かに良くなりました。ほとんど完全雇用になって国内は人手不足で困っている。大手企業を中心に企業収益は大幅に上がり、内部留保が三百兆円を超えて約四百兆円と見込まれています。しかし、本当に皆さん全てが景気が良いと実感されているのか、どうでしょうか。よく言われる地方だとか中小企業だとか第一次産業とかは良くない。個人の手取りはあまり増えてない、むしろ減っています。その実感がないうちで景気がほんとに回復しているかどうか一つ。

そして二つ目は、国民の皆様さらに二%お願ひするならば、税金を使う側が「身を切る改革」を実行しなければならぬということです。「身を切る改革」として、まず国会議員や地方議員の数を減らし、待遇を削る。選挙公約の中に入れるようにしたいらいい、そういうことをキチッとやる。国家公務員や地方公務員の定数も減らせばいいんです。仕事がヒマな部署も沢山ある。また、給料を下げる。税金を払う方に負担を強いるならば、税金を使う方が「身を切る改革」をやらなくてはなりません。

それから三つ目は皆さんも大変関心のある軽減税率です。どうして軽減税率をしないと

いけないのでしょうか。手間がかかって効果がなくて、むしろ効果は逆じゃないですか。先程控室で話をしたのですが、ヨーロッパではやらなきゃよかったと反省の声が出てるんですね。しかし、やるのであれば慎重に、例えば、低所得者の人を中心に税金を返すやり方も検討する。その方がずっと効果的だと思いますね、軽減税率反対ですよ。

それから、東日本では大震災、九州の熊本・大分では地震、さらに福岡の山間部では集中豪雨、その被災者への対応をキチっとしていけないといけない。

そういう意味では、私が今申し上げたことに十分対応しない限り、消費税を今上げることには反対なんです。しかし一方で、社会保障の大変な財源なのも事実なので、その対策も必要だと思います。

それから先ほども言いましたが、現役世代、共稼ぎの世代、子育て世代が今の日本の財政を担っているということをもう少し真剣に考えていく必要がありますね。税は政治そのものなんです。

私は役人時代、税に関係のない部署の方が多かったんですが、議員になって自民党時代には税調、とくにインナーに入れていただきました、その中で税は政治だと思いましたよ。税制がどうなるか、税務行政がどうなるかで、景気が変わり日本経済も国民生活も変わり、国や地方財政も大いに変わる。だから税が

キツチリしてない国はダメなんです。そういう意味でね、日本は「税」という柱がしっかりした国だと思います。それは、おだてて言うわけではないですが税理士の先生方のおかげです。申告納税制度がこれだけスムーズに運用されているのは皆様のおかげと感謝しています。皆さんは国民と税をつなぐ架け橋です。このことを申し上げたく本日はここに参りました。ご盛会、誠にありがとうございます。



岡山県知事
伊原木隆太

皆さんこんにちは、ご紹介にあずかりました岡山県知事の伊原木でございます。

本日は、中国税理士政治連盟の定期大会のご盛会、誠にありがとうございます。

また、県外からお越しの皆様、ようこそ岡山県にお越しくださいました。本当は晴れの

国ですけれども、本日はあいにくの雨になってしまいましたことを非常に残念に思います。さて私、この仕事をはじめて五年目でございます。それ以前には会社の経営をいたしておりまして、経営者として、また、自身も納税者として皆様方を大変頼りにしてまいりましたが、現在は知事として、別の意味で皆様方を頼りにいたしております。頼りにしている理由、ちよつと別な観点になりますけれども、実際納税者とすれば無駄には払いたくない、必要以上には払いたくないという切実な思いがございます。役所とすれば、役所の活動資金はもう税金しかないのですから、納税者の皆さんが不法に違法に、工夫のしすぎでどんどん支払いが減ってくると活動ができなくなってきました。そういう、方法だけ見ると逆向きに見えるようなそれぞれの二つのエッジをつなぐプロフェッショナルとして、皆様方は双方から大変頼りにされているのだと思います。

私も以前経営者だったから知っておりますが、時々そういうところでチャレンジをしようとする人がいます。チャレンジというのは前向きな気持ちとか、色々な工夫でしてもらいたいわけですけれども、あまり筋がいいとは言えないチャレンジをトライする人がいるのですが、そのような人は、恐らく自分の評判がどれくらい大切なのかということに関する理解がまだ十分じゃないのではないかと思います。

います。皆さん方が関与することで、それはちよつと解釈が一方的じゃないんですか、やはりこれがスタンダードですよという意識が経営者に芽生え広まることは、世の中全般に見て、非常に素晴らしいことではないかなと思っております。

我々、役所としても無理に取ろうなんてことは思っておりません。できるだけ公平に公正に、みんなが納得して払っていただいで、きちんと社会を回していこうと、このように考えております。皆様方に大いに期待をいたしております。

皆様方の今後の益々のご活躍をお祈りいたしまして、私のご挨拶といたします。本日は、本当におめでとうございます。



岡山市副市長
繁定 昭男

ご紹介をいただきました岡山市の繁定でございます。本来であれば、大森市長が参つてお祝いのご挨拶を申し述べるべきところではございますが、本日はあいにく業務のため出席がなりません。市長からは祝辞を預かってまいりましたので、代読をさせていただきます。

本日は中国税理士政治連盟第四十九回定期大会が盛大に開催されますことを心よりお喜び申し上げますとともに、中国地方各地からお越しいただいた皆様には、ようこそ桃太郎のまち岡山へ、心から歓迎をいたします。

中国税理士政治連盟におかれましては、国、地方の基幹財源である租税に対する倫理の高揚、また制度設計に関しても貴重な意見をいただくなど、多大なご尽力をいただいておりますことに、改めて深く敬意を表する次第です。

人口減少克服と地方創生が我が国全体の大きな政策テーマとなる中、住民に最も近い地方自治体が、地域資源を活かし、個性豊かで活力ある地域づくりを進めていくためには、

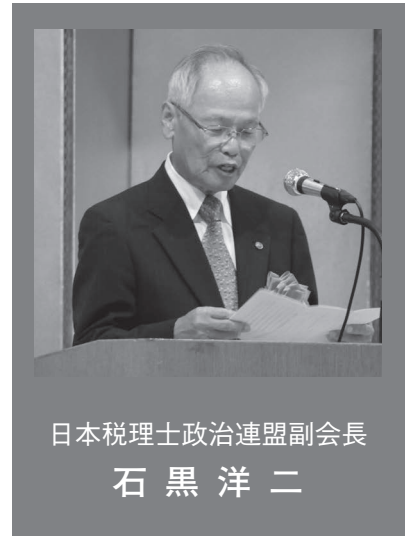
強固な行財政基盤の確立が欠かせないものであり、岡山市においても積極的な行財政改革とともに、適正かつ公平な市税の課税、徴収事務に努めているところでございます。

皆様方におかれましては、岡山市のこうした取組みにご理解をいただくとともに、今後とも円滑かつ適正な税務行政の推進に一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

なお、岡山には、岡山城や日本三大名園の一つである岡山後楽園、古代吉備国の面影を今に伝える吉備路など、多くの見所がございます。さらに今が旬のブドウなど季節のフルーツや、瀬戸内の山海の幸、最近話題のくせが少ない岡山マイルドパクチャーなど特産品も豊富です。皆様方におかれましては、ぜひこの機会に岡山の多彩な魅力にも触れていただき、大会の成果とともに、楽しい思い出をお持ち帰りいただければ幸いに存じます。

最後に中国税理士政治連盟のさらなる発展と、本日もご参集の皆様方の益々のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げます。

本日はおめでとうございます。



日本税理士政治連盟副会長
石黒洋二

ご紹介いただきました副会長の石黒でございます。出身は北陸税理士政治連盟であります。本来であれば小島会長が出席させていただきます、親しく皆様にご挨拶をさせていただき、親しく皆様にご挨拶をさせていただき、親しく皆様にご挨拶をさせていただき、親しく皆様にご挨拶をさせていただき、親しく皆様にご挨拶をさせていただき、親しく皆様にご挨拶をさせていただき、親しく皆様にご挨拶をさせていただきます。所要のため私が代理として出席させていただきますことになり、預かってまいりました祝辞を披露させていただきます。

本日は、中国税理士政治連盟の第四十九回定期大会が、盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。また、日ごろから日本税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。この機会に本連盟の諸課題について、所信の一端をご報告させていただきます。

まず、税制改正への対応について申し上げます。平成三十年度の税制改正に関する建議書が、六月二十二日、日税連の理事会において機関

決定されました。その重点要望の第一は、消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持であり、この他、中小企業税制や所得税、地方税等に関する要望を決定いたしました。昨年度は災害税制の恒久化などの要望が実現しており、今年度も本連盟は日税連と連携して、税制改正要望に向け積極的に対応いたします。

次に、税理士法改正について申し上げます。平成二十六年に実現した税理士法改正については、本年四月一日をもつてすべての改正規定が施行されました。しかし、税理士制度の改革に終わりはありません。日税連は、すでに次なる税理士法改正に向けた検討を開始しております。本連盟は日税連と連携して、次世代にとつて魅力のある、そして、国民・納税者により一層信頼される税理士制度とするため、積極的に対応いたします。

次に、税政連にとつて最重要課題である国政選挙への対応について申し上げます。現在の衆議院議員の任期は、平成三十年十二月十三日までであり、本日の定期大会において選任された中国税政連執行部は、必ず次期衆議院の総選挙にご対応いただかなければなりません。昨年、七月十日に第二十四回参議院議員通常選挙が行われ、日税政においては五十一名の推薦候補者が当選いたしました。中国税理士政治連盟におかれては杉山会長、川本幹事長が先頭に立ち大きな成果を上げて

いただきました。あらためて感謝を申し上げます。税政連の国会における高い評価は、地域に密着した税政連の活動に支えられております。国政選挙への対応は税政連にとつても重要な活動であり、本連盟は全国統一の運動方針を確立のうえ、全国の税政連の皆様を結集し全力でこれに取り組みこととなります。中国税理士政治連盟におかれましても、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、あらためてお願い申し上げます。

さて、税政連の意義と役割がより重要になる中、都市部を中心とする政治離れが進んでおり、税政連組織の強化や後援会活動の活性化の推進が喫緊の課題となっております。日税政は、全ての税理士が加入する日税連の要望を実現するための政治団体であり、したがって、税政連活動の成果はすべての税理士会会員が等しく享受いたします。すべての税理士が税政連の活動にご理解いただき、誇りと使命感を持って活動に参加していただけるよう、本連盟は単位税政連の皆様と英知を結集して取り組んでまいります。

今後、会員の皆様には、税理士政治連盟の活動に対して、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本日ご参会の皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたします。祝辞といたします。

平成29年度運動方針

自 平成29年7月1日
至 平成30年6月30日

一 運動方針

2017年は、アメリカ、フランス、韓国等で大統領が交代し、イギリスやドイツにおいても国政選挙が行われるなど、世界の政治と経済は大きな変革期を迎えている。わが国においても、平成30年12月13日までの衆議院議員の任期が半分を経過し、解散総選挙をにらみながらの緊迫した国会運営が続くと予想される。また、平成30年度の税制改正法案に向けて、中小法人税制の見直し等が議論されるなど、今年度においても税制は国政の最重要事案の一つであり、税政連においてはその真価が問われる年となる。

本連盟は、中国会の基本方針に則り、会員だけでなく国民からも理解され得る、より一層透明・公正な組織を構築し、後援会活動を支援し、地域に密着した政治活動を推進すべく、次の具体的課題に積極的に対応する。

今年度に施行される各選挙への対策については、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を行う。

税制改正への対応については、消費税の単一税率維持をはじめとする要望実現に向け情報収集のさらなる強化に努め、納税者の立場からの幅広い議論がより一層推進されるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、日税政、中国会、地区税政連及び後援会と連携して各党の関係議員にはたらきかけるなど、検討と対策を積極的に推進する。

税理士法改正については、日税政と連携し、平成29年4月に施行された公認会計士に係る資格付与の見直しについて注視するとともに、制度発展に向けて強力な運動を行う。

租税教育、地方公共団体における外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度等、税理士の公益的業務への活用推進等については、中国会及び地区税政連と連携のうえ積極的に対応する。

税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論に対応し、国民の権利利益の救済ないし保護に資するよう検討と対策を積極的に推進する。

中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう中国会と連携し、その基本方針に沿い各党の関係議員、関係機関にはたらきかけるとともに、情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。

税理士制度に大きな影響を与える制度改革や他士業資格制度の見直し等の動向について、情報の収集に努め、迅速的確に対応する。

平成28年熊本地震、東日本大震災への対応については、政府の震災関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、速やかな震災からの復旧・復興に貢献するため中国会と連携して積極的に対応する。

このほか、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政、中国会及び地区税政連と連携、団結して、国会議員等の後援活動を推進するとともに、政治力と挙会体制を一層強化し、国民の理解を得ながら、次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 公正で合理的な租税制度の確立
- 3 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

二 重点運動

- 1 平成30年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
- 3 租税教育、地方公共団体における外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度等、税理士の公益的業務への活用推進等にかかる強力な運動を行う。
- 4 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 5 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 6 規制改革、TPP等の外交政策の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のため強力な運動を行う。
- 7 平成28年熊本地震、東日本大震災からの1日も早い復旧・復興に貢献するため、政府の震災関連特例法案等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

平成29年度組織活動方針

自 平成29年7月1日
至 平成30年6月30日

平成29年度運動方針に基づき、目標達成のための次の活動を強力に展開する。

一 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 中国会との連絡調整を図る。
- 4 地元選出国會議員等及び各党県連との懇談を通じて、税理士制度への理解を深め、社会の要請に応じ得る税理士制度の確立を目指す。
- 5 日税政及び地区税政連と連携し、陳情等の具体的な運動を実施する。
- 6 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努め、各種の業務侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士の社会的活用策、税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。
- 8 税理士が、地方公共団体の外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員並びに登録政治資金監査人等の公益的業務に選任されるよう諸施策を進める。

二 財務委員会

本連盟財政の充実強化を図る。

三 組織委員会

- 1 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 本連盟組織の改革に向けての諸施策を検討する。

四 広報委員会

- 1 税政連活動を広く内外へ周知するため、機関誌「中国税政連」を発行し、情報の提供を行う。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 広報活動の充実を図るため、地域報道機関との連携を深める。

五 後援会対策委員会

- 1 後援会活動の活性化を図るための諸施策を進め、後援会連絡会議を開催する。
- 2 国會議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成を行い、その拡充強化を図る。
- 3 税理士の公益的業務参入のため、地区税政連と連携して、県知事、政令指定都市及び中核市の市長の後援会設立を積極的に推進する。
- 4 後援会活動を通じて、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

後援会連絡会議

柔軟性を持った活動を考える



お迎えして開催しました。

中でも後援会活動の活性化と課題への対応について、五月十日に参議院会館で開催された「全国後援会活性化会議」において国会議員から、最も現場を知る立場にある税理士から現場の声を聞き立案の参考にしたいとの要望があり、税理士の役割の深さを感じました。そして、少数のグループでもいいから私たち（議員）の言葉で語りかけ、意見を聞き、それを政治の場で生かしたいとの声は、我々支援する側としても総会・時事報告会に縛られずもつとフレキシブルな発想で「場」の提供をしていく必要性を感じました。

この声にどのように答えるのが、活性化につながる一つの方策を示しているのではないのでしょうか。

懇親会スナック



第五十一回定期大会開催

平成二十九年九月二十八日（木）日本税理士政治連盟の第五十一回定期大会が、東京都品川区・品川プリンスホテルで開催された。

定期大会では、平成二十八年度運動経過・組織活動報告をはじめ平成二十九年度事業計画・予算案等の七議案が審議され、全て原案どおり承認された。

日税政においても役員の内任期満

了を迎え、本連盟同様に小島忠男会長が再選され、そのほか総務三十六名と会計監事五名の各職が承認された。

また、引き続き開催された懇親会では、臨時国会初日に衆議院解散・総選挙のスタートという影響もあり、例年よりも国会議員の出席は少ない状況ではあったが、後援議員と親しく懇談をする機会を得た。



役員名簿

平成29年9月28日

会 長 小 島 忠 男

総 務 (36人)

【東 京】 渡邊文雄、神津信一、
西村 新、瀬上富雄
【東京地方】 瀧浪貫治、小島忠男
【千 葉 県】 藤森 強、杉田慶一、
和田榮一
【関東信越】 井部俊一、江本英仁
【近 畿】 久保直己、浅田恒博、
杉田宗久
【北 海 道】 名越隆雄、金坂和正
【東 北】 青木 正、木口 隆

【名 古 屋】 前原明弘、西村高史
【東 海】 清水常雄、太田直樹
【北 陸】 玉井政利、三好 勝
【中 国】 杉山文成、灘 博明
【四 国】 矢野平八、清田明弘
【九州北部】 野田昇宏、武部道孝
【南九州】 中島智喜、森 昭人
【沖 縄】 國仲勝則、外間喜明
【日 税 政】 幹事長及び第1順位の副幹事長

会計監事 (5人)

山田恵美子 (東京)、 上原英二 (東京地方)、 杉本幸弘 (近畿)
後藤 純志 (名古屋)、 鈴木 剛 (東海)

中税政会議等報告

(平成29年7月以降)

- 平29. 7. 13 第1回委員会連絡会議・第1回財務委員会（合同）
- 1 平成28年度組織活動報告及び決算について
 - 2 平成29年度組織活動方針（案）及び予算（案）について
 - 3 中税政第49回定期大会及び関連行事について
8. 10 第1回総務会
- 1 役員人事について
 - 2 日税政第51回定期大会代議員の選出について
8. 10 第2回総務会・第1回幹事会（合同）
- 1 中税政第49回定期大会の開催日時・場所について
 - 2 定期大会当日の開催行事及び担当について
 - 3 「地区税理士政治連盟及び税理士による国会議員等の後援会に関する活動等の基準」の一部改正（案）について
 - 4 定期大会提出議案について
8. 10 会計監事会
平成28年度の会計監査について
9. 16 第49回定期大会（岡山市・岡山プラザホテル）
第3回総務会
- 1 副会長の承認について
 - 2 総務会長、総務副会長の互選について
 - 3 幹事長、副幹事長の承認について ほか
9. 19 第1回幹事会（書面審議）
委員会編成（案）及び会計責任者（案）について
9. 28 第1回推薦審査会
- 1 第48回衆議院議員総選挙で本連盟の推薦する候補者の決定
 - 2 同選挙において日税政推薦候補者として推薦する候補者の決定
10. 3 第2回推薦審査会（書面審議）
第48回衆議院議員総選挙における推薦候補者の追加決定

— 後援会活動に関する記事を募集しています —

広報委員会

中国税政連広報委員会では、機関誌「中国税政連」を企画・編集しており、当連盟の活動状況や国会議員等のコメントを掲載して、5月、11月、1月の年3回、会員の皆様にお届けしています。

また、1月発行の新年号では「後援会だより」のコーナーを設けて、税政連活動の基盤である後援会の活動状況を掲載しているところです。

後援会の設立や定期総会の開催、議員事務所への訪問や確定申告会場の後援議員の視察実現など、様々な後援会活動がありますが、原稿とお写真をいただければその都度各号に掲載いたします。とくに後援議員との対話集会の記事を重点的に掲載します。

後援会活動のPRは税政連活動の活性化にもつながります。

皆様からの原稿をお待ちしています。

後援会へのご入会について

平成29年11月
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、当連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおり、現在33の後援会が結成されています。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。

追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

■ 入会を検討中の後援会について（「記入欄」に○印をお付けください。）

<現職>

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		溝手顕正後援会	参議院広島	
平口 洋後援会	広島2区		宮沢洋一後援会	参議院広島	
寺田 稔後援会	広島5区		林 芳正後援会	参議院山口	
佐藤公治後援会	広島6区		江島 潔後援会	参議院山口	
小林史明後援会	広島7区		まいたち昇治後援会	参議院鳥取	
岸 信夫後援会	山口2区		青木一彦後援会	参議院島根	
河村建夫後援会	山口3区		片山さつき後援会	参議院比例	
安倍晋三後援会	山口4区		片山虎之助後援会	参議院比例	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
橋本 岳後援会	岡山4区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
加藤勝信後援会	岡山5区		松井一實後援会	広島市長	
石破 茂後援会	鳥取1区		伊木たかし後援会	米子市長	
赤沢りょうせい後援会	鳥取2区				
細田博之後援会	島根1区				
竹下 亘後援会	島根2区				
斉藤鉄夫後援会	比例区				

<非現職> ※「選挙区等」は前回選挙等における出馬選挙区を示す。

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
松本大輔後援会	広島2区		中尾友昭後援会	下関市	

■ 入会関係書類送付先

■ 氏 名

中国税理士政治連盟役員

平成29年9月

役 職 名		氏 名			
会 長		杉 山 文 成			
副 会 長		伊 藤 博 文 富 山 敬 介 尾 添 憲 男	藤 中 秀 幸 松 本 正 福		
総 務 会 長		藤 中 秀 幸			
総 務 副 会 長		海老澤 孝 公			
総 務		伊 藤 博 文 松 重 葉 弘 重 葉 森 章 森 田 協 一 田 灘 博 明	土 屋 邦 彦 富 山 敬 介 松 尾 正 憲 井 本 添 上 博 杉 上 山 博文 夫 成		
幹 事 長		井 上 博 夫			
副 幹 事 長		上 原 博 行 中 原 貞 教 細 木 貞 彦	柳 井 卓 正 中 村 剛 士		
幹 事		田 村 好 孝 野 口 厚 師 荒 神 五 師	姫 井 繁 彦 岡 本 倫 明		
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 田 村 好 孝	副委員長 榎 藤 和 幸 委員 淵 上 勝 伯 委員 浅 野 幹 夫 委員 重 本 泰 德		
	財 務 委 員 会	委員長 姫 井 繁 彦	副委員長 山 本 忠 生 委員 藤 野 照 子		
	組 織 委 員 会	委員長 野 口 厚	副委員長 若 松 繁 夫 委員 影 山 秀 臣		
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明	副委員長 宮 本 利 光 委員 新 崎 恵 美		
	後 援 会 対 策 委 員 会	委員長 荒 神 五 師	副委員長 矢 尾 井 敏 廣 委員 小 泉 尚 志 委員 森 末 男 昇 委員 小 谷 英 昇		
会 計 監 事		由 田 至 允 妹 尾 盛 司 岸 篤 彦	毛 利 山 正 行 鶴 田 和 彦		
会 計 責 任 者		姫 井 繁 彦			
推 薦 審 査 会		委員長 藤 中 秀 幸	副委員長 伊 藤 博 文		
		委員 富 山 敬 介 尾 添 憲 男 杉 山 文 成	松 本 正 福 井 上 博 夫		
顧 問		小 早 川 隆 幸 島 原 順 良 久 保 雅 典	国 富 檀 雄 原 田 啓 吾 灘 博 明		
相 談 役		齋 藤 慎 悟 桑 原 昌 弘 黒 田 昌 弘	石 高 雅 美 牧 田 泰 博		

税理士による国会議員等後援会一覧表

平成29年10月23日現在
(順不同・敬称略)

■国会議員 (※選挙区は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 正敏	神田 敏治
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士による佐藤公治後援会	希望	広島6区	722-0014	尾道市新浜2丁目2-21	0848-23-3466	岡村三千男	瀬尾 暁史
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	定金 孝幸	占部 圭祐
税理士による岸 信夫後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	北村 和幸	柳井 卓正
税理士による河村建夫後援会	自民	山口3区	755-0026	宇部市松山町二丁目7-15	0836-31-7950	原田 鉄也	権藤 和幸
税理士による安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0855	下関市稗田西町16-1	083-252-1960	藤井 幸郎	石光 孝英
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	重近 實	田中 一宏
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢ようせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園2丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井敏廣	田中 真
税理士による竹下 亘後援会	自民	島根2区	693-0002	出雲市今市町北本町5丁目4-28	0853-21-4030	重本 泰徳	糸賀 巧
税理士による斉藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による溝手顕正後援会	自民	参議院・広島	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-11	082-242-0090	中川 郁夫	岡田 英明
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	若松 繁夫
税理士による林 芳正後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	
税理士による江島 潔後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	坂井 孝義
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取島根	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・鳥取島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡一丁目4-28	082-284-5714	田村 好孝	椎野 年雅
税理士による片山虎之助後援会	維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富 檀雄	姫井 繁彦

■地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F	082-249-2567	原田 啓吾	海老澤孝公
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による伊木たかし後援会	無所属	米子市長	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	中村 剛士	播磨 光広

■非現職 (※「選挙区等」は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

税理士による松本大輔後援会	希望	広島2区	730-0801	広島市中区寺町5-20-403	082-296-1123	井上博夫(代)	井上 博夫
税理士による中尾友昭後援会	無所属	下関市	750-0093	下関市彦島西山町四丁目11-4 南風泊活魚センター2F	083-261-5005	藤上 博之	松井 重人

税制改正に関する 平成30年度 建議書の概要

税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

建議書の構成

- 特に強く主張したい5項目の「本建議書における重要建議項目」
 - 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
 - 全国15の税理士会及び当連合会の552項目の税制改正意見から31項目に集約した「税制改正建議項目」
- ※本紙では、5つの重要建議項目のほか、31の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える10項目を掲載(裏面)

今後の税制改正についての 基本的な考え方(抜粋)

所得税

- ◎就労促進と所得再分配機能の回復に向けた所得控除の抜本改正
- ◎所得の種類に応じた税負担の調整から家族構成等の人的事情に配慮した負担調整への移行

中小法人税制

- ◎小規模企業等に係る税制を検討する際に、いわゆる法人成り企業に対し特別な取扱いがなされないようにすること
- ◎資本金基準と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し

法人税

- ◎税率引下げによる税収減の補填のみならず、適正な課税ベースの構築と確定決算主義の維持を基本に据えた検討

消費税

- ◎単一税率制度と請求書等保存方式の維持
- ◎基準期間制度の廃止と課税売上高が僅少である事業者への申告不要制度の創設
- ◎非課税取引の範囲の縮小

相続税・贈与税

- ◎相続税申告件数の増加に対応した延納・物納の手續等の周知及び見直し
- ◎世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討
- ◎事業承継税制の適用要件のより一層の緩和

地方税

- ◎土地の固定資産税課税標準額に係る負担調整措置等の廃止の検討
- ◎個人事業税の対象事業及び税率の見直し

納税環境整備・その他

- ◎納税者憲章の制定、税務調査の事前通知の弾力的運用、加算税制度の見直し
- ◎申告書等閲覧サービスにおけるコピーの交付等に係る手續緩和及び法定化

国際税制

- ◎租税条約の拡充による二重課税の排除、不正な租税回避の防止
- ◎タックス・プランニングの「義務的開示制度」等新制度導入時の効果検証と事務負担への配慮

災害対応税制

- ◎地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成

平成30年度

税制改正に関する重要建議・要望項目



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

◆ 消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持について

(1) 単一税率の維持

軽減税率(複数税率)制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、逆進性対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由から、従来、単一税率制度の維持を強く主張している。低所得者への逆進性対策としては、例えば、あらかじめ国が一定額を入金したプリペイドカードを配付する方法や、一定額の簡素な給付措置などによる消費支出の負担軽減策等を検討すべきである。

(2) 請求書等保存方式の維持

平成35年10月に導入予定の区分経理等のための適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)への移行は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、日本経済の活力が失われないように配慮又は見直しをする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能であるとも考えられる。

(3) 免税事業者への配慮等

事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む。)及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。特に、免税事業者が取引から排除されることのないよう対策を講じなければならない。

◆ 所得控除の抜本の見直しについて

(1) 人的控除

人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。その際、給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、人的控除を中心として課税最低限を確保することが適切である。

(2) 税額控除化の検討

現行の所得控除方式は、適用税率の高い高所得者に有利な制度であることから、所得控除の一部については、すべての納税者が一定額まで同一の軽減効果が得られる税額控除方式又はゼロ税率方式(一定の課税所得まで税率をゼロとする方式)への変更を検討すべきである。

◆ 中小法人に対する繰越欠損金控除制限及び外形標準課税の不適用について

(1) 繰越欠損金の100%控除制度の維持

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点からは、企業規模の大小を問わず、繰越欠損金には控除制限を設けるべきではない。特に中小法人は、大法人と比較して事業基盤の弱い法人が多く、控除制限により資金繰りを圧迫することとなる。業績回復の阻害要因とならないように、中小法人に対しては現行の繰越欠損金の100%控除制度を維持すべきである。

(2) 中小法人への外形標準課税の不適用

法人事業税の外形標準課税の課税標準である付加価値割の大半は給与であり、中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高いことから、中小法人に外形標準課税が適用された場合には、その雇用の維持と創出に影響を及ぼすこととなる。また、欠損法人等の担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫することとなり、設備投資を控える要因ともなる。さらに、都市部より地方の企業に税負担が増える傾向にあり、企業の地域間格差が広がるおそれがある。したがって、中小法人の雇用確保と資金繰りの悪化を防ぐためだけでなく、地方創生の観点からも、中小法人には法人事業税の外形標準課税を適用すべきではない。

◆ 償却資産に係る固定資産税の抜本的見直しについて

償却資産に係る固定資産税制度については、企業の設備投資の阻害要因になっていること、市町村の執行体制に不備があること、市町村による課税客体の捕捉が不十分であること、事業者に過度な事務を負担させていること、業種間の税負担が偏在していること等の問題がある。主要諸外国において償却資産に対し課税している例は少なく、国際競争力の観点からも将来的には廃止を検討すべきである。

しかし、市町村の財政の現状からみると、代替財源がない限り、同制度を廃止することは困難である。したがって、これらの問題を解決するために、償却資産に係る固定資産税を固定資産税とは異なる新たな税目とすること、賦課期日を法人の決算日とすること、申告期限を所得税及び法人税の申告期限と一致させること、将来的にe-TaxとeLTAXを連携又は統一することにより税額確定方式を申告納税方式に変更することなど、抜本的改革の検討をすべきである。

なお、その際には、設備投資の促進を税制で一層支援し、さらに小規模事業者の事務負担を軽減するために、免税点を300万円(現行150万円)程度に引き上げるべきである。

◆ 個人事業者番号の導入について

法人番号はインターネット上で公表され利用制限がないのに対し、個人番号はその取扱いが法令で限定されている。法人と個人事業者等の競争の中立性を確保し、その管理等に係る社会的コストを低減するために、個人事業者等について、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにする必要がある。

なお、適格請求書発行事業者の登録に関連して、課税事業者には固有の番号が付与されることとなっているが、これ以上の新たな番号の付与は事業者にとって管理・利用における負担が増加することから、法人番号及び「個人事業者番号」の活用を検討すべきである。

その他の重要建議・要望項目

所得 税

1. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。(建議・要望項目1(3))
2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(建議・要望項目3)
3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目4)

中小 法人 税 制

4. 中小企業投資促進税制等・研究開発税制・所得拡大促進税制を見直し、継続すること。(建議・要望項目8)

法 人 税

5. 確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目11)

消 費 税

6. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目14)
7. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目15)
8. 非課税取引の範囲から、社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を除外し、課税取引として課税標準の計算や仕入税額控除の計算を行うこと。(建議・要望項目16)

相 続 税 ・ 贈 与 税

9. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用要件をより一層緩和し、納税者が利用しやすい制度にすること。(建議・要望項目18)

災 害 対 応 税 制

10. 災害損失控除を創設すること。(建議・要望項目29)

税理士報酬等 自動振替制度 利用促進強化期間

強化期間 平成29年

のご案内

9月・10月・11月

9～11月の3か月間は、税理士報酬等自動振替制度の強化期間といたします。

まだ登録をされていない組合員の方、従来から利用されている方も、これを機会に是非ともご利用ください。

(強化期間中、新規登録及び利用をされた方は、自動的に対象といたします)

1件当たりの口座振替手数料

大変ご利用しやすくなっております。

170円 (税込み)



期間中、利用をされた方から抽選で50人に、「丸大ハムギフトセット」または「広島名産カキの詰め合わせセット」を進呈
また、期間中、新規登録をされた組合員全員に1,000円分のクオカードをプレゼント

登録の申込みに関するお問い合わせ先

中国税理士協同組合 税理士報酬等自動振替 係

TEL:082-246-0088

(受付時間 平日午前9時から午後5時15分まで)

報酬システムの操作方法に関するお問い合わせ先

株式会社マイティネット サービスデスク

TEL:082-256-5612

(受付時間 平日午前9時から午後5時まで)



中国税理士協同組合

082-245-8377

サポートメンバー登録申請書

私は下記①～⑤のいずれかに該当しますので、中国税理士協同組合「サポートメンバー」に登録申請します。

※該当する項目に を付してください。

組合加入種別 組合員 賛助会員 (※所属税理士・法人社員等)

① 税理士 VIP 代理店に加入している
 (生保名：) 登録年：)
 (登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

② 大同生命の税理士代理店に加入している
 (登録年：)
 (登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している
 (登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

④ 税理士 DC カード・DC ゴールドカードに加入している
 ※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

⑤ 大同生命グループ保険または
 日本税協連福祉社会生命共済制度「優 You プラン」に加入している

以上、申請並びに当組合から確認させていただくことを承諾いたします。

平成 年 月 日

地域(支部)名 _____

登録番号 _____

署 名 _____

印 _____

ご 注 意

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。登録は賛助会員(所属税理士や法人社員等)でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合には、事務所の代表者(組合員)名を明記の上、登録申請を行ってください。



サポートメンバーの ご登録について

中国税理士協同組合（以下、「当組合」という）では、利益貢献度に応じたサービス還元の一環として、当組合への利益貢献の高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を開始しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研修会受講費用の割引などを始め、各種サービスの還元をしております。

サポートメンバーの登録要件としては、①全税共推進事業にかかる**税理士VIP代理店の登録者**、②共済会推進事業にかかる**大同生命の税理士代理店登録者**、③金融事業にかかる**税理士報酬等自動振替制度利用者**、④共同購買事業にかかる**税理士DCカード取得者**、⑤福利厚生事業にかかる**大同生命グループ保険または日本税協連福祉会生命共済制度「優Youプラン」加入者**の5項目いずれかに該当されている組合員です。

登録は、各組合員がどの項目に該当するかを自己申告により、申請していただくことにしておりますので、右記の「サポートメンバー登録申請書」にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご登録をお願い申し上げます。

（既にご登録されている方は、再度ご申請いただく必要ございません。）

なお、登録要件の①②③⑤については、当組合で加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。

事業資金は 税理士紹介
ローン
 マル税ローンに
 ご相談ください。



「顧問税理士」と
 「日本政策金融公庫国民生活事業」が

3つのSで
 バックアップ!

Speedy 迅速な
対応

Simple 簡単な
手続き

Satisfy 満足のいく
条件

税ローンとは、中国税理士協同組合に加入している税理士と日本公庫国民生活事業が連携して、「3つのS」でお客をバックアップする仕組みです。

中国税理士協同組合  日本政策金融公庫 国民生活事業

中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

取引先の突然の倒産!まさかのときの
資金調達先は準備していますか?

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

1 売掛金が回収できなくなった。
資金ショートで連鎖倒産してしまう...



掛金は
損金もしくは
必要経費に
算入できます

「取引先の倒産」と「商取引の
事実」の確認で迅速に貸付実行。

回収困難となった売掛金(被害額)
相当の資金を調達できます。
(最高8,000万円まで)

2

当面の資金繰りに
役立ち、自社と社
員を守れます。

自社のリスク
マネジメントの
ひとつとして
お考えください。



経営者ご自身の「現役引退後の生活
資金」のことをお考えですか?

小規模企業共済制度

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんな
ものがあるのかな...



掛金は
全額所得
控除

1

将来、「廃業」「役員退任」
等が生じたときに共済金を
受け取れます。

2

現役引退後の安心した
生活設計が図れます。



①	費控除	
②	社会保険料控除	
③	小規模企業共済等掛金控除	360000
④	生命保険料控除	

★毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得400万円の方なら、
約11万円の節税になります。(左図は確定申告書の記載例)

●共済制度の詳細内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

共済制度の運営機関



●中小企業と地域振興をもっとサポート

独立行政法人

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

お問い合わせ

中国税理士協同組合

TEL(082)246-0088 FAX(082)245-8377

広島東洋カープが二年連続で優勝をはたした。さすがに昨年と比べると地元の騒ぎは落ち着いているが、子供時代に体験したカープの全盛時代の再来にヘルファンの心が躍る。

わたしの事務所のある広島市中区白鳥にはカープの外国人選手、サンフレッチェの外国人選手が多く在住し、イタリア料理店、銀行のCDコーナーで見かけることがある。白鳥からのちんちん電車の中で、オフの日の夕方流川方面に繰り出すのか、複数の選手をみかけるのもほのぼのして広島ならではといったところか。(普段、車通勤のわたしも電車に乗るときは流川方向である)

市民球団のよさは市民と選手、ファンがこじんまりした空間で密着できるところである。さて今年の日本シリーズに期待したい。

岡本 倫明

中税政の定期大会が岡山で開催された。ご来賓の方々から、税政連の立場をご理解いただいた温かいご挨拶を頂戴した。大会は現職の議員と接触できる数少ない場だと考えている。

大会の中で、若年層の政治離れが言われていた。最近の報道で、日本国民の生活満足度は、全体で七三・九%となっていた。十八歳〜二十九歳にあつては、七九・五%であった。バブル期を過ごした者にとって、驚く数値と感じたのは、私一人であろうか。

この原稿を推敲している時、新しく「Kの党」が発足し、既得権、組織の圧力等を批判し、「さらば、しがらみのない政治」の言葉がネット上に踊った。衆議院解散の前日のパフォーマンスとしては、計算高く、代えがたいものかと感じる。

編集後記がお目に留まるころには、結果が出ている。しがらみ、組織力等を礎としている立場からは、時代の変革に気付き、若年層の求めに目配りをしながら、その目的を達成するための活動を続ける必要を痛感した。

宮本 利光

九月二十八日の衆議院解散を受け、各党とも事実上の選挙戦に突入した。二十五日、安倍首相が衆議院の解散を正式に表明する直前には、小池百合子都知事が、「希望の党」立ち上げと自身が代表に就任することを表明した。二十七日には民進党の前原誠司代表が、衆議院選挙の

候補者について希望の党に合流させることを提案し、翌二十八日の解散直後の両院議員総会で承認された。

また、三十日夕方には、小池都知事、大阪府の松井一郎知事、愛知県の大村秀章知事の三人が、衆議院選挙を見据えて会談を行った。極めて流動的、「時々刻々変化の政治情勢」が続いている。

振り返ってみれば、昨年の伊勢志摩サミットに出席した七人の首脳の内、既に四人が職を離れている。最初がEU離脱で躓いたキャメロン英首相、オバマ大統領は任期満了だったが、同じく国民投票に失敗したレンツイ伊首相、再選を諦めたオランダ仏大統領だ。残っているのは、若いトルドー加首相を除けば、メルケン独首相と安倍総理だけ。そのメルケン首相は先の総選挙で辛うじて第一党の座を維持したが、今後の連立政権作りは難航しそうだ。

十月には日本でも総選挙がある。有権者の反応も複雑ではなからうか。偶然とはいえ、時の流れを感じざるを得ない。

新井 要

衆議院が解散された。投票票は十月二十二日。この編集後記が読まれることにはとっくに結

果が判明しているのだが、現在小池劇場のため日々状況が変わっている。

離党者続出の民進党にとって、は厳しい戦いになると思われる。いた矢先、M党があつさり白旗を上げた。小池百合子都知事率いる「希望の党」に公認を申請するらしい。さらに自由党も合流するということだ。これでは選挙目当ての数合わせと批判されてもしかたない。はしごを外されたK党の怒りはごもつとも。

希望の党公認の条件は「憲法改正」「安全保障」の政策一致らしい。ということは希望の党は改憲勢力である。自民党が議席を減らしてもそれ以上に希望の党が議席を獲得すれば、改憲勢力が三分の二どころか七割いや八割近くになるのではなからうか。これこそ安倍首相の思う壺か。

今回の選挙も新党ブームの風が吹きそうだが、今まで何度新党ブームがあつたろうか。日本国民はそのブームに乗ってどれだけ失敗してきたことか。希望の党も、希望から失望、そして絶望に変わらぬようにしてもらいたい。各党の政策を冷静に判断し、投票所に向かわれることを切望する。

長崎 恵美